

# 長崎県議会公式SNSアカウントに関する運用規程

令和5年3月  
長崎県議会事務局

## (目的)

- 1 この運用規程は、本県の議会事務局職員（以下「職員」という。）が職務の一環として、ソーシャルメディア（次項各号に掲げるものをいう。以下同じ。）を利用するに当たり、その有効性を十分に活用して県政情報等を発信するために必要な指針を定めるとともに、SNSが持つ拡散性、即時性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、県議会に関するさまざまな情報を積極的かつ即時に発信することを目的とする。

## (適用)

- 2 この運用規程は、職員が職務の一環として、県議会が開設した以下のSNSアカウントをもって、情報発信する際に適用する。
  - (1) Twitter
  - (2) Facebook

## (基本原則)

- 3 ソーシャルメディアによる情報発信に係る基本原則は、次のとおりとする。
  - (1) 職員として自覚と責任を持った発言を行うこと。
  - (2) 法令及びこの運用規程等を遵守すること。
  - (3) 職務上知り得た秘密や個人情報の取り扱いに十分に注意すること。
  - (4) 利用者（職員を含む。）の基本的な人権、著作権等を侵害しないよう十分に注意すること。
  - (5) 公序良俗に反する情報発信をしないよう十分に注意すること。
  - (6) 取り扱う情報は信頼性を確保し、正確な情報発信をすること。
  - (7) 誤解を与えない、簡潔な情報発信に努めること。
  - (8) 投稿する写真、動画については、画面内に非公開情報、掲載許可を得ていない対象等が写りこんでいないか、投稿の前に必ず確認を行うこと。
  - (9) 利用者とのトラブルを回避するため、冷静かつ誠実な対応をすること。

## (禁止事項)

- 4 ソーシャルメディアによる情報発信に係る禁止事項は次に掲げるとおりとする。
  - (1) 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報を発信すること。
  - (2) 人種、思想、信条、居住、職業等で差別し、又は差別を助長すること。
  - (3) 職員の個人的な状況や意見等の情報を発信すること（職務上必要な場合を除く。）。
  - (4) 違法行為又は違法行為をおおる情報を発信すること。

- ( 5 ) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を発信すること。
- ( 6 ) 県及び第三者の権利を侵害する情報を発信すること。
- ( 7 ) わいせつな内容を含む情報を発信すること。
- ( 8 ) 信頼性が確保できない情報(単なる噂や噂を助長させる情報)を発信すること。
- ( 9 ) 重要施策の意思形成過程の情報を発信すること(県が積極的に意見等を求める場合を除く。 )。
- (10) 職員の身分以外の者に情報発信させること。

(ユーザー名、パスワードの管理)

- 5 アカウントのユーザー名、名称は変更してはならない。
- 6 パスワードは部外者に開示してはならない。

(意思決定)

- 7 発信する情報については、原則として所属長の決裁を必要とする。ただし、SNSの特性や情報発信の即時性を考慮し、予め所属長が必要と認めた事項につき、担当職員の判断により直接情報を発信できるものとする。

(返信について)

- 8 原則として、県議会のSNSアカウントからは返信しない。  
ダイレクトメッセージについても、原則として対応しない。  
県民等からの県政全般に対する質問や意見については、県議会ホームページの「ご意見・ご要望」へ誘導する。

(フォロー、いいね!等について)

- 9 原則として、県議会のSNSアカウントは他のアカウントのフォローや「いいね!」等をしない。

(表記について)

- 10 情報を身近に感じてもらうために、専門用語を多用せず、利用者の立場に立って、平易な言葉で丁寧に伝えることとする。

(ホームページへの表示)

- 11 県議会のホームページ上にSNS運用方針を掲載し、公式SNSのアカウントの内容等の情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。
- 12 県議会は、この運用規程をホームページ上に掲載するとともに、基本的に県議会のSNSアカウントには、他のアカウントの情報を表示しないことを明示する。

(なりすましへの対応)

- 13 なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすま

しアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

( 遵守事項 )

14 法令並びにこの運用規程を遵守すること。

( アカウントの削除 )

15 法令及びこの運用規程に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、アカウントを削除する。